

別紙

意見書

地方自治法第 74 条第 1 項の規定に基づき「静岡市清水庁舎の移転新築計画に関する住民投票条例」の制定について請求があったため、同条第 3 項の規定により意見を付します。

1 当該請求について

本件は地方自治法に規定されている有権者 589,350 人(6月1日時点)の 50 分の 1 である 11,787 人を上回る 52,300 人の連署により請求されたものであり、その内訳は葵区 14,092 人、駿河区 6,787 人、清水区 31,421 人となり、法律に則った適切な請求であります。

2 新清水庁舎整備に係る意思決定の経緯

はじめに、新清水庁舎整備に係る意思決定に至る経緯を説明します。

(1) 背景

現在の静岡市役所清水庁舎は旧清水市の市役所庁舎として昭和 58 年に建設されました。その後、平成 15 年に旧静岡市と旧清水市が合併し、平成 17 年の政令指定都市移行を経て、現在では清水区役所と市役所の本庁機能の一部が置かれ、職員約 1,000 人が勤務しており、年間の利用者数は(職員を含めて)およそ 60 万人です。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受けて、平成 23 年度から現清水庁舎が大規模災害を受けた場合の業務継続について調査しました。その際に耐震診断を行ったところ、建物の耐震性能は、静岡県内共通の判定基準で、「耐震性能ランクⅡ」に該当し、「耐震性能がやや劣る建物」とされ、「倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される」ことが判明しました。

また、最大クラスの津波(レベル 2)が発生した場合に、現在の防潮機能では浸水により地下に設置されている電気設備などに被害を受ける可能性があることもわかりました。

これらにより、現清水庁舎は市民にサービスを提供する庁舎として業務継続に課題があり、加えて建築後 30 年以上が経過し、海からの潮風等の影響による建築設備の経年劣化が顕著であることから、庁舎の再整備について検討の必要性が生じました。

(2) 方針決定

以上を踏まえて、清水庁舎の整備については以下に述べるとおり、市民の皆様への情報提